

判決年月日	平成 2 1 年 1 2 月 2 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事件番号	平成21年（行ケ）10070号		
<p>本願発明が引用発明から容易想到であるとして、拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決が、引用発明の認定に誤りがあり、本願発明と引用発明の相違点の認定にも誤りがあるとして取り消された事例</p>			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

（要旨）

原告は、名称を「アンカーボルト固定用カプセル」とする発明につき特許出願したところ、特許庁から拒絶査定を受けたため、これを不服として審判請求をしたが、同庁が請求不成立の審決をしたことから、その取消しを求めた事案である。

主たる争点は、原告の上記発明（本願発明）が、引用発明から容易想到であるか、特に、審決が引用発明自体及び同発明と本願発明の一致点・相違点を正しく認定したかであるかである。

本判決は、次のとおり、審決には引用発明自体の認定、及び本願発明と引用発明の一致点・相違点の認定にも誤りがあり、結論に影響を及ぼすおそれがあるとして、審決を取り消したものである。

「ア・・・引用例 1 には、『しかし、1 種の成分、例えば、硬化剤がマイクロカプセル中に封入されている系も使用することができる。・・・』との記載（本件記載 C）がある・・・本願出願時の技術常識を踏まえて、引用例 1 に、マイクロカプセル中に封入された硬化剤が、さらにパトローネ中に入れられた態様のものが記載されているといえるかにつき、以下検討する。

イ 引用例 1 における本件記載 C の直前の記載である本件記載 B、すなわち『しかし、大部分の場合に、反応性樹脂および硬化剤を、単一体、例えば、一個のパトローネ中に 2 個の室に分けて入れる。・・・パトローネは穿孔中に導入した後にだぼまたはアンカーボルトを挿入、回転させることによって破壊され、この際パトローネの壁材料は充填剤として作用することができ、充填剤の部分に加えられる。』との記載は、パトローネを破壊することで、パトローネの各室に収納されていた硬化剤と反応性樹脂が混合されることを説明するものである。そして、これに続く本件記載 C が、『しかし』に始まり、『マイクロカプセルの壁材料が破壊される。』で終わっていることからすれば、パトローネの破壊によって硬化剤と反応性樹脂との混合を行うことに代えてマイクロカプセルの破壊によっても上記両成分の混合を行うことができる旨を説明しているにすぎず、マイクロカプセル中に封入された硬化剤がさらにパトローネ中に入れられた構成までが開示されているとみることはできない。・・・

ウ これに対し、被告は、・・・引用例 1 におけるマイクロカプセル中に封入された硬化剤はカートリッジ型アンカーの方法の一態様として記載されていると主張する。(中略) しかし、本件に顕れた一切の証拠を精査してもなお、本願出願時において、『マイクロカプセル中に封入した硬化剤をさらにパトローネ中に入れる、すなわちカートリッジ型アンカーの方法に用いること』が技術常識であったとは認められず、この点に関する被告の主張は理由がない。

エ 以上のとおり、引用例 1 には、マイクロカプセル中に封入された硬化剤をさらにパトローネ中に収納する形態について記載されているとはいえず、パトローネを用いる場合には、2 個の室を有するパトローネのいずれかの室に、マイクロカプセル中に封入されていない硬化剤を入れる方法が記載されている(本件記載 B) にすぎない。他方、マイクロカプセル中に封入された硬化剤を使用する形態については、パトローネ中に入れられず、直接穿孔中に導入する方法が記載されている(本件記載 C) にとどまる。

そうであるとすれば、(中略)『硬化剤をマイクロカプセル中に封入した上で、これをさらにパトローネ中に入れた』旨認定した審決には誤りがあるといわざるを得ない。

オ また、以上を前提とすると、本願発明と引用発明との間には、少なくとも、『(2) 硬化性組成物(1)用の硬化剤について、本願発明は、『粒状被覆硬化剤であって、全表面が、ラジカル硬化型樹脂及びラジカル重合性単量体よりなる群から選ばれる少なくとも 1 つの第 2 ラジカル硬化型化合物に由来する硬化樹脂の層により被覆された有機過酸化物の粒状成形体からなり、該第 1 及び第 2 ラジカル硬化型化合物は同じか異なっている粒状被覆硬化剤の複数の粒子』を用いるのに対して、引用発明は、その硬化剤について、硬化樹脂の層により被覆された有機過酸化物の粒状成形体を用いていない点』という相違点が存在し、審決には、相違点の認定に誤りがある。そして、このような認定の誤りが、審決の結論に影響を及ぼすおそれがあるのは明らかである。

2 以上のとおり、原告主張の取消事由 1 は理由があり、審決にはこの点に関する誤りがあるため、その余の点について判断するまでもなく、審決を取り消すこととする。」